平成２６年（フ）第２１４号
北海道紋別市大山町１丁目35番地の97
破産者　植村　賢一
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２５号
北海道紋別市大山町１丁目35番地の97
破産者　植村　弥生（旧姓林・堺）
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２６号
北海道上川郡美瑛町中町２丁目６番21号　ドエル花南106号室
破産者　稲辺　義春
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
青森県八戸市松ケ丘19番地６、前住所青森県八戸市多賀台２丁目14番地26　多賀台ヒルズアパート３号棟202号
破産者　鈴木　仁子（旧姓中澤）
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
盛岡市厨川２丁目24番８―104号
破産者　伊藤　　敏
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３３号
秋田県潟上市天王字追分117番地91、前住所東京都杉並区井草５丁目10番６号　キャピタルモータース
破産者　髙橋　　満
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１号
山形県上山市金生西１丁目２番30号
破産者　酒井　順一
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５７号
横浜市南区真金町２丁目16番地　ハイツ大通り公園１Ｆ須賀方、開始決定時の住所横浜市磯子区丸山２丁目３番６―603号
破産者　村田　準一
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１４号
横浜市泉区中田南５―10―34　コーポモリⅠ103号室、住民票上の住所横浜市戸塚区戸塚町1862番地68　アーウィン戸塚ヒルズ602号
破産者　中山　　榮
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１５号
横浜市泉区中田南５―10―34　コーポモリⅠ103号室、住民票上の住所横浜市戸塚区戸塚町1862番地68　アーウィン戸塚ヒルズ602号
破産者　中山賀津子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４７号
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅４棟102号
破産者　嶋村　孝博
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９号
富山県射水市稲積50―１　グッドラック有限会社敷地内プレハブ、住民票上の住所富山県高岡市問屋町261番地
破産者　坂本　啓三
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第５４号
富山県高岡市大野225番地１　グレーシズ203号、前住所富山県高岡市赤祖父384番地　信開トピア駅南205号
破産者　後谷真理香
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２３０号
金沢市西金沢２丁目134番地、従前の住所金沢市横川３丁目270番地
破産者　プレンドレ・ソワンこと　宗田　幸恵
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７１号
愛媛県松山市吉藤３丁目８番４号
破産者　竹田　直哉
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
愛媛県今治市蔵敷町２丁目10番地の２、前住所徳島県三好市西祖谷山村一宇413番地
破産者　在間　知徳
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２２２号
高知市仁井田3402番地３、住民票上の住所高知市横浜西町35番22号
破産者　豊島　　誉
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４０号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目22番26号、開始決定時の住所東京都墨田区石原４丁目24―１―305
破産者　草原　義洋
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係